

労務管理のリスクマネジメント

パートタイム従業員を取り巻く諸制度について

「夫の扶養の範囲内で働きたい」とは？

パートタイム従業員を活用するにあたって、必ず押さえておきたいポイントは
“扶養の範囲内で働きたい”というパートタイム従業員の思いです。扶養といっても、税法上の扶養なのか、健康保険の扶養なのか捉えにくいものです。

そこで、この「扶養」という意味を事業主から上手く説明し、パートタイム従業員が安心して就業できる環境を整えることが大切です。

便宜的に妻がパートタイム従業員とし夫の扶養家族を検討する場面とします。

1. 社会保険の扶養とは

事業所の社会保険の適用

すべての法人事業所と、農林水産業、飲食業など一定の事業週を除く常時5人以上の従業員を使用する個人事業所は、社会保険に強制的に加入することとなります。

パートタイムの社会保険の適用

この強制的に社会保険に加入しなければならない事業所（強制適用事業所）の従業員であれば、パートタイム従業員であっても一定要件を満たせば社会保険に加入しなければなりません。パートタイム従業員に対する社会保険の適用は、原則次の通りです。

妻の 資格 要件	所定労働時間	1日または1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が、正社員の概ね4分の3以上である者	1日または1週間の所定労働時間もしくは1月の所定労働日数が正社員の概ね4分の3未満である者		
	年収		原則として年収が130万円（180万円）未満		原則として年収が130万円（180万円）以上 注1
適 用	医療保険	健康保険に加入	（夫が健康保険に加入している場合）健康保険等被用者保険の被扶養者	（夫が健康保険に加入していない場合）国民健康保険に加入	国民健康保険に加入
	年金	厚生年金に加入	（夫が厚生年金等に加入している場合）国民年金に加入（第3号被保険者）注2	（夫が厚生年金等に加入していない場合）国民年金に加入（第1号被保険者）	国民年金の加入（第1号被保険者）

注1 扶養に入ろうとするパート従業員が60歳以上である場合（医療保険のみ）、または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者であるとき。

注2 国民年金の第3号被保険者はパートタイム従業員が自らが国民年金保険料を納付しなくてもよい制度です。第1号被保険者とは自営業者等と同じで、自らが保険料の納付していただく制度です。

正社員の概ね4分の3とは？

社会保険ではパート従業員が社会保険に加入すべきかどうか判断する場合、給与の額ではなく、常用的従業員かどうかという点で判断します。

常用的従業員 = 正社員とすると、正社員の勤務時間、勤務日数については各事業所ごとに異なるので、一律に数字の基準を示すことは困難です。

しかし、正社員の就業時間を8時間、勤務日数は月平均21日程度とすると一般的なものとして以下の基準が目安といえます。

勤務時間 1日6時間以上または1週間において30時間以上

勤務日数 1ヵ月15日以上

両方の基準を満たす場合はパートといえども自ら社会保険に加入することとなります。

社会保険の加入を検討する場合は、パート従業員の給与の額は考慮されません。常用勤務かどうかで判断します。一方で、夫の扶養に入る場合には、パートタイム従業員の給与の額が問題となります。混同されやすいポイントですので、整理して理解しておきましょう！！



2. 税法上の扶養とは

パートタイム従業員であっても、給与所得者としてその年収によっては次の表の通り課税対象となります。

また配偶者には、パートタイム従業員の収入によって、課税に当たり配偶者控除または配偶者特別控除が認められる場合があります。

この配偶者特別控除が認められることにより、パートタイム従業員本人の収入が一定額を（手取りの逆転現象）は解消されています。

パートタイム従業員の年収と「本人に対する課税」、「配偶者に認められる控除」

パートタイム従業員の年収額	パートタイム従業員本人		配偶者	
	課税対象となるかどうか		所得税・住民税の課税に当たって控除が認められるかどうか	
	所得税	住民税（所得割） （大阪市）	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	×	×		×
100万円を超え103万円以下	×			×
103万円を超え141万円未満			×	
141万円以上			×	×

注ただし、配偶者特別控除は配偶者の年間の合計所得金額が1,000万円（給与等収入で約1,231万円）以下の場合のみ認められます。

注住民税は大阪市の場合です。市町村により異なりますので詳しくはそれぞれお問い合わせ下さい。

パートタイム労働者本人に対する課税について

所得税 : 年収103万円まで課税されません。

住民税 : 所得割と均等割が課せられますが、所得割は年収100万円までは課税されません。均等割については、一律の額(標準税額は年額4,000円)が課されますが詳しくは、市町村等にお問い合わせください。

パートタイム労働者の配偶者に対する課税について

所得税および住民税の計算上、配偶者の年収から、パートタイム労働者の年収に応じて、それぞれ以下の表の額が控除されます。

パートタイム従業員の年収と配偶者の所得控除額の関係

パートタイム従業員の収入		配偶者控除		配偶者特別控除	
		所得税	住民税	所得税	住民税
	103万円以下	38万円	33万円	0	0
103万円超	105万円未満			38万円	33万円
105万円以上	110万円未満			36万円	33万円
110万円以上	115万円未満			31万円	31万円
115万円以上	120万円未満			26万円	26万円
120万円以上	125万円未満			21万円	21万円
125万円以上	130万円未満			16万円	16万円
130万円以上	135万円未満			11万円	11万円
135万円以上	140万円未満			6万円	6万円
140万円以上	141万円未満			3万円	3万円
	141万円以上			0	0



企業によっては、給与手当の「家族手当」の支給基準について「所得税法上の扶養家族であること」と定義されていることがあります。

税金については、世帯全体での影響を考えることが大切ですがその際には、本人への課税、配偶者への控除のほか、家族手当についても考慮することが大切です。

あとになって、“会社から家族手当の返還を求められた~”となりませんよう

【まとめ】

パートタイム従業員が「扶養の範囲内で働きたい!」と言ってきた場合、押さえておきたい数字は3つ!!

130万円未満・・・社会保険は夫の扶養で、税金は所得税と住民税をパート従業員が納付する。

103万円未満・・・社会保険は夫の扶養。所得税法上の扶養範囲内。住民税は課税される。

100万円未満・・・社会保険も扶養、所得税、住民税も扶養の範囲内。パートタイム従業員が自ら納付するものは「0」

(平成23年度、大阪市の場合です)